

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第20号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部長 静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、<u>政策推進担当部長、デジタル戦略担当部長、地域外交担当部長、知事戦略局長、知事直轄組織総務課長</u>、出納局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「教育組織規則」という。）第6条第1項に規定する部長及び警察本部長をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、<u>知事直轄組織総務課長</u>、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>理事（政策管理担当）</u>、<u>同項に規定する理事（新図書館担当）</u>、同項に規定する参事（学校教育担当）及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「<u>総務部</u>」という。）の長をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 局等 局並びに<u>知事直轄組織総務課</u>、危機管理部総務課、<u>経営管理部総務課</u>、出納</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部長 静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、出納局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「教育組織規則」という。）第6条第1項に規定する部長及び警察本部長をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>理事（総括・新図書館担当）</u>、同項に規定する参事（学校教育担当）及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「<u>警察総務部</u>」という。）の長をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 局等 局並びに<u>企画部総務課</u>、<u>総務部総務課</u>、<u>財務部総務課</u>、危機管理部総務課、</p>

局会計総務課、教育組織規則第4条第1項に規定する教育部（以下「教育部」という。）及び総務部をいう。

(8)～(10) (略)

(11) 本庁の課長 行政組織規則の規定により本庁に置かれた課、教育組織規則の規定により本庁に置かれた課及び静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号。以下「警察組織規則」という。）第7条第1項に規定する総務部会計課（以下「総務部会計課」という。）及び同項に規定する総務部施設課（以下「総務部施設課」という。）（以下これらを「本庁の課」という。）の長をいう。

(12)・(13) (略)

(14) 経理課長等 経理課、知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、経営管理部総務課、出納局会計総務課、教育組織規則第7条第2項に規定する財務課（以下「財務課」という。）及び総務部会計課の長をいう。

(15) 経理担当局等 行政組織規則第10条の規定により置かれた政策管理局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、経営管理部総務課、出納局会計総務課、財務課及び総務部会計課をいう。

(16)～(35) (略)

スポーツ・文化観光部企画経理課、出納局会計総務課、教育組織規則第4条第1項に規定する教育部（以下「教育部」という。）及び警察総務部をいう。

(8)～(10) (略)

(11) 本庁の課長 行政組織規則の規定により本庁に置かれた課、教育組織規則の規定により本庁に置かれた課及び静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号。以下「警察組織規則」という。）第7条第1項に規定する総務部会計課（以下「警察総務部会計課」という。）及び同項に規定する総務部施設課（以下「警察総務部施設課」という。）（以下これらを「本庁の課」という。）の長をいう。

(12)・(13) (略)

(14) 経理課長等 経理課、企画部総務課、総務部総務課、財務部総務課、危機管理部総務課、スポーツ・文化観光部企画経理課、出納局会計総務課、教育組織規則第7条第2項に規定する財務課（以下「財務課」という。）及び警察総務部会計課の長をいう。

(15) 経理担当局等 行政組織規則第10条の規定により置かれた政策管理局並びに企画部総務課、総務部総務課、財務部総務課、危機管理部総務課、スポーツ・文化観光部企画経理課、出納局会計総務課、財務課及び警察総務部会計課をいう。

(16)～(35) (略)

(デジタル戦略課、電子県庁課及び統計活用課におけるこの規則の適用)

第2条の2 企画部デジタル戦略課、電子県庁課及び統計活用課における支出負担行為、概算払及び前金払（以下「支出負担行為等」という。）並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。次条及び第

(経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用)

第2条の2 経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に属する本庁の課における支出負担行為、概算払及び前金払(以下「支出負担行為等」という。)並びに入札執行(重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。)に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項(第33条の5第1項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「農林水産担当部長」とする。

2条の4において同じ。)に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項(第33条の5第1項において準用する場合を含む。次条及び第2条の4において同じ。)、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「デジタル戦略部長」とする。

(健康福祉部こども若者局におけるこの規則の適用)

第2条の3 健康福祉部こども若者局に属する本庁の課における支出負担行為等及び入札執行に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「こども若者政策部長」とする。

(経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用)

第2条の4 経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に属する本庁の課における支出負担行為等及び入札執行に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「農林水産統括部長」とする。

(企画部、総務部及び財務部におけるこの規則の適用)

第2条の5 企画部、総務部及び財務部におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長(以下「主管局長」という。)」とあるのは「企画部次長、総務部次長又は財務部次長」と、「主管局長が」とあるのは「企画部次長、総務部次長又は財務部次長が」と、第32条第5項中

(危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用)

第2条の3 (略)

(経営管理部におけるこの規則の適用)

第2条の4 経営管理部におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長（以下「主管局長」という。）」とあるのは「経営管理部次長」と、「主管局長が」とあるのは「経営管理部次長が」と、第32条第5項中「、局長」とあるのは「、行政組織規則の規定により経営管理部に置かれた課の長（以下「経営管理部の課長」という。）」と、第33条の3第1項第2号中「局長」とあるのは「経営管理部の課長」と、第77条中「所属の局長」とあるのは「経営管理部の課長」と、別表第1の2中「局長専決」とあるのは「経営管理部の課長専決」と、別表第2の2中「局長又は」とあるのは「経営管理部の課長又は」とする。

(人事課におけるこの規則の適用)

「、局長」とあるのは「、行政組織規則の規定により企画部、総務部及び財務部に置かれた課の長（以下「企画部、総務部及び財務部の課長」という。）」と、第33条の3第1項第2号中「局長」とあるのは「企画部、総務部及び財務部の課長」と、第77条中「所属の局長」とあるのは「企画部、総務部及び財務部の課長」と、別表第1の2中「局長専決」とあるのは「企画部、総務部及び財務部の課長専決」と、別表第2の2中「局長又は」とあるのは「企画部、総務部及び財務部の課長又は」とする。

(危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用)

第2条の6 (略)

(スポーツ・文化観光部におけるこの規則の適用)

第2条の7 スポーツ・文化観光部におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長（以下「主管局長」という。）」とあるのは「スポーツ・文化観光部部長代理」と、「主管局長が」とあるのは「スポーツ・文化観光部部長代理が」と、第32条第5項中「、局長」とあるのは「、行政組織規則の規定によりスポーツ・文化観光部に置かれた課の長（以下「スポーツ・文化観光部の課長」という。）」と、第33条の3第1項第2号中「局長」とあるのは「スポーツ・文化観光部の課長」と、第77条中「所属の局長」とあるのは「スポーツ・文化観光部の課長」と、別表第1の2中「局長専決」とあるのは「スポーツ・文化観光部の課長専決」と、別表第2の2中「局長又は」とあるのは「スポーツ・文化観光部の課長又は」とする。

(人事課におけるこの規則の適用)

第2条の5 経営管理部人事課における職員の
人材育成に関する事務に係るこの規則の規定
の適用については、第32条第6項中「本庁の
課長等」とあるのは「人材育成室長」と、第
33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあ
るのは「人材育成室長」と、第79条第2項、
第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の
課長等」とあるのは「人材育成室長」と、別
表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「人
材育成室長」と、別表第2の2中「本庁の課
長等」とあるのは「人材育成室長」とする。
(地域福祉課におけるこの規則の適用)

第2条の6 (略)
(福祉長寿政策課におけるこの規則の適用)

第2条の7 (略)
(感染症対策課におけるこの規則の適用)

第2条の8 健康福祉部医療局感染症対策課に
おける感染症危機対策に関する事務に係るこ
の規則の規定の適用については、第32条第6
項中「本庁の課長等」とあるのは「感染症危
機対策室長」と、第33条の3第1項第3号中
「本庁の課長」とあるのは「感染症危機対策
室長」と、第79条第2項、第183条及び第198
条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるの
は「感染症危機対策室長」と、別表第1の2
中「本庁の課長」とあるのは「感染症危機対
策室長」と、別表第2の2中「本庁の課長
等」とあるのは「感染症危機対策室長」とす
る。

(産業イノベーション推進課におけるこの規
則の適用)

第2条の9 (略)
(技術調査課におけるこの規則の適用)

第2条の10 (略)
(総務部会計課におけるこの規則の適用)

第2条の8 総務部人事課における職員の人材
育成に関する事務に係るこの規則の規定の適
用については、第32条第6項中「本庁の課長
等」とあるのは「人材育成室長」と、第33条
の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるの
は「人材育成室長」と、第79条第2項、第183
条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長
等」とあるのは「人材育成室長」と、別表第
1の2中「本庁の課長」とあるのは「人材育
成室長」と、別表第2の2中「本庁の課長
等」とあるのは「人材育成室長」とする。
(地域福祉課におけるこの規則の適用)

第2条の9 (略)
(福祉長寿政策課におけるこの規則の適用)

第2条の10 (略)

(産業イノベーション推進課におけるこの規
則の適用)

第2条の11 (略)
(技術調査課におけるこの規則の適用)

第2条の12 (略)
(警察総務部会計課におけるこの規則の適
用)

第2条の11 総務部会計課における警察組織規則

第7条第3項の装備管理室（以下「装備管理室」という。）に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室に置かれた警察組織規則第61条第1項の管理官（以下「装備管理室管理官」という。）」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「装備管理室管理官」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室管理官」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「装備管理室管理官」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室管理官」とする。

（合議事項）

第3条 次の各号に掲げる事項は、知事直轄組織政策推進局財政課長（以下「財政課長」という。）を経て政策推進担当部長に合議しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

（予算の編成要領）

第4条 政策推進担当部長は、予算の総合調整を図るため、知事の命を受けて翌年度の予算編成要領を定め、10月31日までに部局長に通知するものとする。

（予算の査定）

第7条 政策推進担当部長は、予算関係調書に必要な調整を加えて、予算調整案を作成し、知事の査定を受けるものとする。

（予算案の作成）

第11条 政策推進担当部長は、第7条の規定による知事の査定（第8条第2項において準用する場合を含む。）が終了したときは、これを整理し、部局長に通知するとともに、別に調

第2条の13 警察総務部会計課における警察組

織規則第7条第3項の装備管理室（以下「装備管理室」という。）に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室に置かれた警察組織規則第61条第1項の管理官（以下「装備管理室管理官」という。）」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「装備管理室管理官」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室管理官」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「装備管理室管理官」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室管理官」とする。

（合議事項）

第3条 次の各号に掲げる事項は、財務部財政課長（以下「財政課長」という。）を経て財務部長に合議しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

（予算の編成要領）

第4条 財務部長は、予算の総合調整を図るため、知事の命を受けて翌年度の予算編成要領を定め、10月31日までに部局長に通知するものとする。

（予算の査定）

第7条 財務部長は、予算関係調書に必要な調整を加えて、予算調整案を作成し、知事の査定を受けるものとする。

（予算案の作成）

第11条 財務部長は、第7条の規定による知事の査定（第8条第2項において準用する場合を含む。）が終了したときは、これを整理し、部局長に通知するとともに、別に調製する県

製する県債、一時借入金及び歳出予算の各項の経費の金額の流用に係る事項とあわせて予算案を作成し、知事の決裁を受けるものとする。

(歳出予算の配当等)

第19条 歳出予算の配当は、知事直轄組織政策推進局長が専決処理するものとする。

2 財政課長は、歳出予算の配当が決定されたときは、様式第25号による配当通知書により、当該歳出予算の配当を受ける局等及び事務局の課の経理課長等及び事務局の課長に配当額を通知するものとする。

3・4 (略)

(支出負担行為実施計画の承認)

第22条 (略)

2 (略)

3 財政課長は、前2項の承認をした場合において、特に必要と認める事業については、政策推進担当部長に報告するものとする。

(歳出予算の流用)

第28条 (略)

2 財政課長は、前項の規定による承認をした場合において、特に必要と認めるものについては、政策推進担当部長に報告するものとする。

3・4 (略)

(予備費の補充)

第29条 予備費は、政策推進担当部長が管理する。

2 (略)

3 財政課長は、前項の規定により提出された申請書を検討し、必要な調整を加えて政策推進担当部長の決裁を受けなければならない。

4 政策推進担当部長は、予備費の補充の決定に当たり、重要又は異例と認めるものについては、知事の意見を求めるものとする。

債、一時借入金及び歳出予算の各項の経費の金額の流用に係る事項と併せて予算案を作成し、知事の決裁を受けるものとする。

(歳出予算の配当等)

第19条 歳出予算の配当は、財政課長が専決処理するものとする。

2 財政課長は、歳出予算の配当を決定したときは、様式第25号による配当通知書により、当該歳出予算の配当を受ける局等及び事務局の課の経理課長等及び事務局の課長に配当額を通知するものとする。

3・4 (略)

(支出負担行為実施計画の承認)

第22条 (略)

2 (略)

3 財政課長は、前2項の承認をした場合において、特に必要と認める事業については、財務部長に報告するものとする。

(歳出予算の流用)

第28条 (略)

2 財政課長は、前項の規定による承認をした場合において、特に必要と認めるものについては、財務部長に報告するものとする。

3・4 (略)

(予備費の補充)

第29条 予備費は、財務部長が管理する。

2 (略)

3 財政課長は、前項の規定により提出された申請書を検討し、必要な調整を加えて財務部長の決裁を受けなければならない。

4 財務部長は、予備費の補充の決定に当たり、重要又は異例と認めるものについては、知事の意見を求めるものとする。

5・6 (略)

7 政策推進担当部長が不在のときは知事直轄組織政策推進局長が、政策推進担当部長及び知事直轄組織政策推進局長がともに不在のときは財政課長が予備費の補充の決定に関する事務を代決することができる。

8 特別会計の予備費の補充の決定及び予備費の補充を行つた場合における令第151条の規定による会計管理者への通知は、前各項の規定にかかわらず、主管部局長が専決処理することができる。この場合において、予備費の補充を決定しようとするときは、財政課長を経て政策推進担当部長の承認を受けなければならない。

(払込金資金前渡)

第110条の2 前条第13号に掲げる払込書により支払をする経費については、払込金資金前渡者(次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をいう。)にあらかじめ資金前渡した後支払を行うものとする。

(1) (略)

(2) 出納室、下田財務事務所、沼津財務事務所、藤枝財務事務所、磐田財務事務所、賀茂地域局、東部地域局、中部地域局、西部地域局、賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター、西部健康福祉センター、賀茂農林事務所、東部農林事務所、志太榛原農林事務所、中遠農林事務所、下田土木事務所、沼津土木事務所及び静岡教育事務所 出納室長

(3) (略)

(支払請求の訂正)

第146条 出納者は、支払請求一覧表、公金振替・更正一覧表及び支払請求ファイル又は緊急支払(払出)請求書に記載された事項のうち、金額以外のものについて誤りを発見した

5・6 (略)

7 財務部長が不在のときは財務部次長が、財務部長及び財務部次長がともに不在のときは財政課長が予備費の補充の決定に関する事務を代決することができる。

8 特別会計の予備費の補充の決定及び予備費の補充を行つた場合における令第151条の規定による会計管理者への通知は、前各項の規定にかかわらず、主管部局長が専決処理することができる。この場合において、予備費の補充を決定しようとするときは、財政課長を経て財務部長の承認を受けなければならない。

(払込金資金前渡)

第110条の2 前条第13号に掲げる払込書により支払をする経費については、払込金資金前渡者(次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をいう。)にあらかじめ資金前渡した後支払を行うものとする。

(1) (略)

(2) 出納室、賀茂地域局、東部地域局、中部地域局、西部地域局、下田財務事務所、沼津財務事務所、藤枝財務事務所、磐田財務事務所、賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター、西部健康福祉センター、賀茂農林事務所、東部農林事務所、志太榛原農林事務所、中遠農林事務所、下田土木事務所、沼津土木事務所及び静岡教育事務所 出納室長

(3) (略)

(支払請求の訂正)

第146条 出納者は、支払請求一覧表、公金振替・更正一覧表及び支払請求ファイル又は緊急支払(払出)請求書に記載された事項のうち、金額以外のものについて誤りを発見した

ときは、支払訂正請求書（様式第70号）により、当該出納者の担当公金取扱店に訂正の請求をしなければならない。

（資金計画の樹立）

第150条 出納局長は、前条の収支見込額について調査検討し、会計管理者及び政策推進担当部長に合議のうえ、毎月の資金計画を立てるものとする。

別表第2の4 （略）

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 財産の買入れ	160万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 1から5までに掲げるもの以外のもの	100万円

別表第4 （略）

局等及び事務局の課	分任出納員とする職
本庁	
局等（教育部及び <u>総務部</u> を除く。）	（略）
（略）	（略）
<u>総務部会計課</u> 及び <u>総務部施設課</u>	（略）

別表第5 （略）

出納室名	担当かい名
賀茂出納室	<u>下田財務事務所</u> 、賀茂地域局、賀茂健康福祉センター、賀茂農林事務所、下田土木事務所、下田高等学校、松崎高等学校、稲取高等学校、下田警察署
東部出納室	<u>熱海財務事務所</u> 、 <u>沼津財務事務所</u> 、 <u>富士財務事務所</u> 、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センタ

ときは、支払訂正請求書（様式第70号）又は伝送により、当該出納者の担当公金取扱店に訂正の請求をしなければならない。

（資金計画の樹立）

第150条 出納局長は、前条の収支見込額について調査検討し、会計管理者及び財務部長に合議の上、毎月の資金計画を立てるものとする。

別表第2の4 （略）

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	400万円
2 財産の買入れ	300万円
3 物件の借入れ	150万円
4 財産の売払い	100万円
5 物件の貸付け	50万円
6 1から5までに掲げるもの以外のもの	200万円

別表第4 （略）

局等及び事務局の課	分任出納員とする職
本庁	
局等（教育部及び <u>警察総務部</u> を除く。）	（略）
（略）	（略）
<u>警察総務部会計課</u> 及び <u>警察総務部施設課</u>	（略）

別表第5 （略）

出納室名	担当かい名
賀茂出納室	賀茂地域局、 <u>下田財務事務所</u> 、賀茂健康福祉センター、賀茂農林事務所、下田土木事務所、下田高等学校、松崎高等学校、稲取高等学校、下田警察署
東部出納室	東部地域局、 <u>熱海財務事務所</u> 、 <u>沼津財務事務所</u> 、 <u>富士財務事務所</u> 、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センタ

	<p>一、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊豆伊東高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韭山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、三島長陵高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、伊豆中央警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署</p>	<p>一、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、<u>動物愛護センター</u> 二、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊豆伊東高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韭山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、三島長陵高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、伊豆中央警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署</p>
<p>中部出納室</p>	<p><u>消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、</u>中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化</p>	<p>中部地域局、<u>静岡財務事務所、藤枝財務事務所、</u>消防学校、<u>環境放射線監視センター</u>、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化</p>

	<p>財センター、中部健康福祉センター、女性相談支援センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所、中央図書館、焼津青少年の家、清水南高等学校中等部、清水東高等学校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、ふじのくに国際高等学校、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、清水特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>		<p>財センター、中部健康福祉センター、女性相談支援センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所、中央図書館、焼津青少年の家、清水南高等学校中等部、清水東高等学校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、ふじのくに国際高等学校、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、清水特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>
西部出納室	磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐	西部出納室	西部地域局、 <u>磐田財務事務所</u> 、 <u>浜松財務事務所</u> 、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐

田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静西教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、ふじのくに中学校、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜松みをつくし特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、

田学園、食肉衛生検査所、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静西教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、ふじのくに中学校、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜松みをつくし特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、細江警察署、湖西警察署

細江警察署、湖西警察署

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
賀茂出納室	<u>下田財務事務所</u> 、賀茂地域局、賀茂健康福祉センター、賀茂農林事務所、下田土木事務所
東部出納室	<u>熱海財務事務所</u> 、 <u>沼津財務事務所</u> 、 <u>富士財務事務所</u> 、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静岡教育事務所
中部出納室	<u>消防学校</u> 、 <u>環境放射線監視センター</u> 、 <u>静岡財務事務所</u> 、 <u>藤枝財務事務所</u> 、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談支援センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
賀茂出納室	賀茂地域局、 <u>下田財務事務所</u> 、賀茂健康福祉センター、賀茂農林事務所、下田土木事務所
東部出納室	東部地域局、 <u>熱海財務事務所</u> 、 <u>沼津財務事務所</u> 、 <u>富士財務事務所</u> 、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、 <u>動物愛護センター</u> 、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静岡教育事務所
中部出納室	中部地域局、 <u>静岡財務事務所</u> 、 <u>藤枝財務事務所</u> 、 <u>消防学校</u> 、 <u>環境放射線監視センター</u> 、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談支援センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津

	漁港管理事務所、御前崎港管理事務所		漁港管理事務所、御前崎港管理事務所
西部出納室	<u>磐田財務事務所、浜松財務事務所</u> 、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、 <u>動物管理指導センター</u> 、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所	西部出納室	西部地域局、 <u>磐田財務事務所、浜松財務事務所</u> 、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。